

告 示

埼玉県告示第四百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーヨーデイツー川越店

埼玉県川越市新宿町五丁目十三番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 来店者の入場、特に右折での入場等もあることから、歩行者、自転車等の事故防止に向けた安全対策の徹底をお願いします。

・ 店周辺の道路は、小・中・高校生の通学路となっているため、荷物の搬入・搬出には、細心の注意を払ってください。

・ 営業に際しては、公害・苦情が発生しないよう十分に配慮し、苦情が発生した場合には、速やかに対応するようにしてください。

・ 出店予定地は、中心市街地に近く、今回の出店に伴い、周辺商店街に影響が出るものと思われます。周辺商店街が実施する事業に対して参加するなど、周辺商店街との共存に対し、御協力をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十四年四月六日から平成二十四年五月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター